

福岡県田川地区消防組合消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金等条例

〔昭和45年12月21日〕
〔条例第16号〕

改正	昭和46年11月15日条例第7号	昭和49年12月25日条例第6号
	昭和51年11月27日条例第2号	昭和52年11月28日条例第7号
	昭和58年12月9日条例第2号	昭和60年12月21日条例第2号
	平成4年12月21日条例第7号	平成7年12月19日条例第3号

(目的)

第1条 この条例は、福岡県田川地区消防組合消防吏員(以下「消防吏員」という。)に対して授与する賞じゆつ金、殉職者特別賞じゆつ金又は見舞金について必要な事項を定め、もつて消防吏員及びその家族の事後の生活の安定を図り、消防吏員をして後顧の憂いなく、その職務を遂行させることを目的とする。

(賞じゆつ金授与の要件)

第2条 管理者は、消防吏員が、消防業務に従事するにあつて、一身の危険を顧みることなくその職務を遂行したことによつて死亡し、又は傷害の状態となつた場合においては、他の法令、条例による災害補償のほか、この条例の定めるところにより賞じゆつ金又は見舞金を支給する。

(賞じゆつ金の種類及び金額)

第3条 賞じゆつ金の種類及び金額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 殉職者賞じゆつ金は、490万円以上2,520万円以下とし、功労の程度によつて定める。
- (2) 障害者賞じゆつ金は、2,060万円以下とし、別表第1に定める障害の等級の区分ごとに功労の程度によつて定める。

(殉職者特別賞じゆつ金)

第3条の2 管理者は、消防吏員が災害に際し、命を受け、特に生命の危険が予想される現場へ出勤し、生命の危険を顧みることなく、その職務を遂行し、そのため死亡し、その功労が特に抜群と認められる場合においては、3,000万円の殉職者特別賞じゆつ金を授与することができる。

2 殉職者特別賞じゆつ金を授与する場合は、第2条の規定による賞じゆつ金は、授与しない。

(見舞金)

第4条 見舞金は、消防吏員が第2条及び第3条の2に該当する行為によつて傷害を被り、医療を受けた場合に別表第2に定めるところにより支給する。

2 前項の見舞金は、第3条第1号、第2号及び第3条の2第1項に規定する賞じゆつ金とあわせて支給することができる。

(授与の対象)

第5条 殉職者賞じゆつ金又は殉職者特別賞じゆつ金は、その遺族に支給するものとし、遺族の範囲及び授与される順位については、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令(昭和31年政令第335号。以下「政令」という。)第9条及び第9条の3第2項の規定の例による。

(審査)

第6条 賞じゆつ金又は殉職者特別賞じゆつ金の授与については、賞じゆつ金等審査委員会の審査を得なければならない。

(規則への委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和51年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。

附 則(昭和58年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和60年条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和60年4月1日から適用する。

附 則(平成4年条例第7号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福岡県田川地区消防組合消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金等条例の規定は、平成4年4月1日から適用する。

附 則(平成7年条例第3号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の福岡県田川地区消防組合消防賞じゆつ金及び殉職者特別賞じゆつ金等条例の規定は、平成7年4月1日から適用する。

別表第1 障害者賞状ゆづ金（第3条関係）

障害の等級	功 勞 の 程 度 に よ る 支 給 額
第 1 級	20,600,000 円以下 4,900,000 円以上
第 2 級	15,500,000 円以下 4,600,000 円以上
第 3 級	13,600,000 円以下 4,100,000 円以上
第 4 級	12,100,000 円以下 3,600,000 円以上
第 5 級	10,300,000 円以下 3,100,000 円以上
第 6 級	9,000,000 円以下 2,800,000 円以上
第 7 級	7,600,000 円以下 2,300,000 円以上
第 8 級	6,400,000 円以下 1,900,000 円以上

備考

- 1 障害の等級は、政令別表第3に定める障害の等級による。
- 2 障害の等級及び金額の決定については、政令第6条第2項から第6項（第3項第1号を除く。）までの規定の例による。

別表第2

見舞金（第4条関係）

医 療 期 間	金 額
7 日 以 上 15 日 未 満	17,000 円
15 日 以 上 22 日 未 満	34,000 円
22 日 以 上 1 箇 月 未 満	56,000 円
1 箇 月 以 上 3 箇 月 未 満	113,000 円
3 箇 月 以 上	293,000 円